

昭和第一学園高等学校 「保護者の会」規約



この規約は3年間使用いたします
大切に保管してください

昭和第一学園高等学校 保護者の会

昭和第一学園高等学校 保護者の会規約

制定施行 昭和 35 年 4 月 1 日

改定施行 令和 6 年 5 月 18 日

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は「昭和第一学園高等学校保護者の会」(以下、「本会」という)と称し、本部を同校内におく。

(目的)

第2条 本会は、「三位一体」の学校方針のもと、生徒が主体的・持続的に学び、考え、創造しそして行動できる人物に成長できるよう、支援することを目的とする。

(相互協力)

第3条 本会は、保護者と校長並びに教職員とが教育問題について討議し、相互協力するための意見交換の場とする。ただし、学校の管理や、教職員の人事に干渉するものではない。

第二章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 通常会員 本校生徒の保護者、校長及び専任教員並びに常勤講師等(以下、「教員等」という)。
- 2) 名誉会員 通常会員以外の、本会の援助者及び本会において功労のあった者。
- 3) 顧 問 前年度の本部役員は、1年間に限り顧問として残すことができる。

第三章 会 計

(運営)

第5条 本会は、入会金と通常会員が拠出する会費及びその他寄付金等を原資として運営する。

(入会金及び会費)

第6条 本会の入会金は1,000円とし、入会時に納入する。本会の会費は年4,000円とし、一括して納入する。

2. 一度納入された会費は返還しない。

(予算及び決算)

第7条 本会の予算及び決算は、第9条3)に定める本部役員会において作成審議し、総会の承認を得る。

2. 本会の会計及び決算処理の補助員として、事務職員を選任することができる。

(会計年度)

第8条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第四章 会 合

(会合の種類と成立要件)

第9条 本会の会合は次のとおりとする。

- 1) 総会及び臨時総会
 - 2) 全体役員会
 - 3) 本部役員会
 - 4) その他本会の執行上必要な会合
2. 前項の会合は、決議事項がある場合については、定員の3分の1以上の出席により成立する(委任状含む)。
3. 各会合の議決は、決議事項がある場合については、出席者の3分の2以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第10条 本会は毎年1回以上総会を開き、役員改選、活動方針、予算・決算の承認、その他必要事項の審議並びに決定をする。

2. 会長は、第11条の1に定める全体役員5分の1以上又は全会員の5分の1以上の要請がある場合は、臨時総会を招集しなければならない。

第五章 役 員

(資格等)

第11条 全体役員会は、各クラスから選出された者(全体役員)で構成する。

2. 本部役員会は、全体役員会で各学年より選出された者の中から総会の承認を得た者(本部役員)及び教員等の中から校長が指名した者で構成する。
3. 本条の役員任期は1年とし、再任を妨げない。なお、補欠によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

(役職者)

第12条 本部役員会は、次の役職者を任じる。なお、年度による若干名の増減は認められるものとする。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副 会 長 4名(内教員1名)
 - 3) 書 記 6名(内教員1名)
 - 4) 会 計 5名(内教員1名)
 - 5) 会計監査 3名(内教員1名)
2. 会計監査については、前年度の会計もしくは前年度本部役員が任にあたる。なお、教員に関しては、その限りではない。

第六章 役員 の 責 務

(本部役員 の 責 務)

第13条 本部役員 の 責 務 は 次 の と お り と す る 。

- 1) 会長は本会を代表して会務の総理にあたる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会務を代行する。
- 3) 書記は本会の議事を処理し、会員への連絡・通知をする。
- 4) 会計は経理を処理し、会計監査を経て、毎年1回総会において決算報告をする。
- 5) 会計監査は本会の会計を監査し、監査結果を総会において報告する。

第七章 事業

(事業の種類)

第14条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 教育上必要な懇談会、講演会、研究会等の開催
- 2) 教育上必要な学校施設、厚生、衛生、研究、体育などに関する諸事業
- 3) その他必要な諸事業

第八章 細則

(細則)

第15条 本会の執行に関しては、全体役員会において細則を設けることができる。

第九章 改定

(改定)

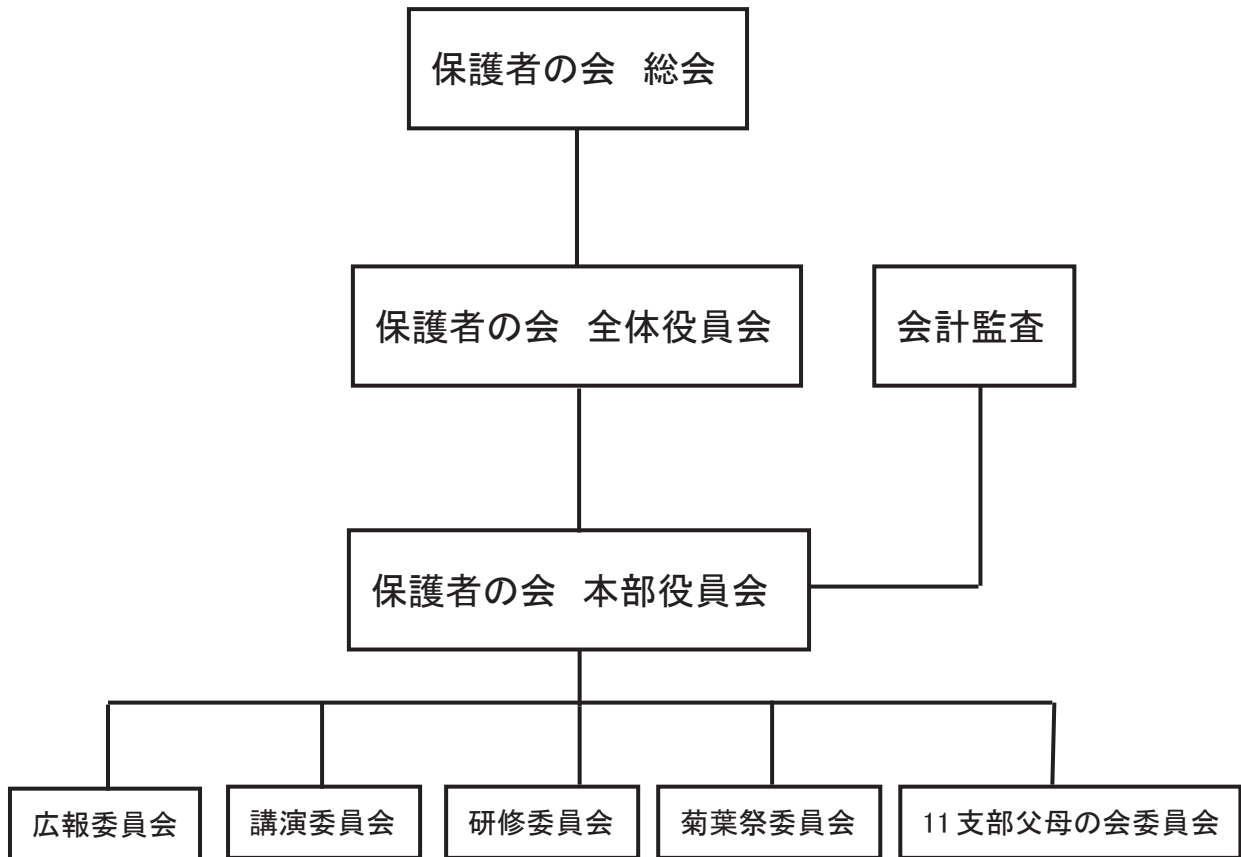
第16条 本会の規約を改定する場合は、総会の議決を要する。

第十章 付則

(付則)

第17条 本規約は、昭和35年4月1日より施行する。
本規約は、昭和53年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、昭和54年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、昭和63年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成4年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成7年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成12年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成13年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成18年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成19年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成21年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成22年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、平成28年4月1日に一部改定し施行する。
本規約は、令和元年5月25日に一部改定し施行する。
本規約は、令和6年5月18日に一部改定し施行する。

《保護者の会 組織図》



表彰・慶弔・旅費等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「昭和第一学園高等学校保護者の会規約」(令和元年5月25日制定)第15条の規定に基づき、会員に係る表彰及び慶弔並びに旅費等について定める。

(表彰)

第2条 表彰は次の者を対象とした感謝状の贈呈とする。

- 1) 退任する本部役員
- 2) 会長が善行又は功績を認めた者

(慶弔)

第3条 慶弔は次の各場合における金員等とする。

- 1) 会員、生徒の死亡 10,000円と生花
- 2) その他学校関係については、会長と副会長に一任する。

(旅費)

第4条 旅費は、本部役員会で承認された公務出張に係る実費支給とする。

(その他)

第5条 災害緊急事態に際しては、本部役員協議の上処理する。

(細則の改定)

第6条 本細則を改定するときは、全体役員会に諮らなければならない。

(付則)

第7条 本細則は、昭和60年4月1日に一部改定し施行する。
本細則は、平成7年4月1日に一部改定し施行する。
本細則は、平成17年7月9日に一部改定し施行する。
本細則は、平成21年4月1日に一部改定し施行する。
本細則は、平成25年4月1日に一部改定し施行する。
本細則は、令和元年5月25日に一部改定し施行する。